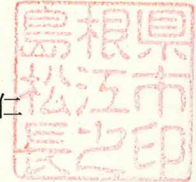


松江市告示第 117 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金の徴収及び収納に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

松江市長 上 定 昭 仁



- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
名称 忌部空山地域振興協議会
住所又は事務所の所在地 松江市西忌部町 2431 番地
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金の収納に関する事務に係る歳入
松江市自然休養村センター及び松江市豪農屋敷の使用料
- 3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和 8 年 4 月 1 日